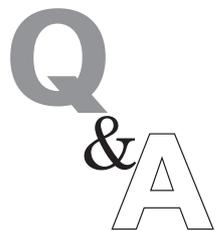


# 常任委員会



**個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例**

Q 「地域の特性に応じた施策を実施するものとする」とあるが、地域の特性とはどういうものを指すのか。

A 県や市町村単独で実施する社会保障に類する事業のことです。例えば、マル福事業がこれに当たり、業務において個人番号を利用できるというものです。

**地域支え合い協議体設置条例**

Q この協議体を設置することによって、どう変わっていくのか。

A 介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、関係機

関との連携・協働を進めていきます。介護保険制度の方向性という部分において、指導的な立場を有する組織となっていくものと考えています。

Q 公益財団法人さわか福祉財団と協定を結ぶということだが。

A 厚生労働省の関連団体で、ふれあいボランティアの全国普及や地域で支え合う仕組みづくりを進めています。協議体の会議に出席をしていただき、本町の高齢者福祉の体制整備についての助言をお願いしたいと考えています。

Q 協議体委員の選考基準は。

A 施設、行政機関、住民代表の方など多方面からの参加をお願いする予定で検討しています。

**手数料徴収条例の一部改正**

Q 住民基本台帳カード（以下「住基カード」）の再交付はできなくなるのか。

A 住基カードの交付は終了しますが、今、お持ちのカードは有効期限まで利用できます。有効期限が切れて、個人番号カードに切り替える際は、初回に限り無料です。

Q 個人番号カードを更新する際の手料は。

A まだ国から示されていないため未定です。

Q 印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付を受ける場合の手料について、端末機による場合は、役場窓口で交付を受ける

場合より100円安くなるが、その理由は。また、その費用はどこで補填するのか。

A 手数料を安くした理由は、個人番号カードを広く普及させ、住民サービスを向上させたいこと、また、近隣の状況を見て設定をしました。費用は、町負担で考えています。

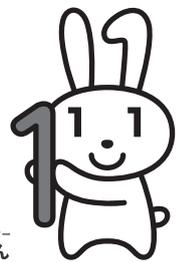
Q 個人番号カードがあれば、暗証番号を入力することで、コンビニで印鑑登録証明書が交付されることになるが、カード紛失時等のリスクが高まると思う。時期尚早ではないのか。

A 行政サービスとして考えたときに、昼間に役場で手続きをすることが困難な方にとっても、全国コンビニで手続きが可能となれば便利になりますので、住民票の写しの交付と併せて実施するものです。今後、リスクをどう少なくしていくかが大事だと思います。

Q 従来の印鑑登録証は

使えるのか。

A 引き続き、役場の窓口でお使いいただけます。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

**介護保険条例の一部改正**

Q 介護保険料に係る申請については、代理申請で手続きをされる方が多いと思うが、委任を受ける方は申請者の個人番号を知ることとなる。守秘義務等について伺いたい。

A ケアマネージャーや介護施設等で委任を受けて代理申請をする場合も多いと思いますが、利用者との契約書の中で守秘義務について取り交わしがされていますので、厳密に対応されるものがあります。

● 一般会計補正予算  
Q 顔認証システムが導

入されるとのことだが。

A 番号法の施行に伴い、本人が個人番号カードに載っている写真と同一人物であるか識別をするためのシステムが全市町村に導入されます。役場窓口にて1台を設置の予定です。

Q 公園費について、松の木は、非常に大きい瞬間風速など、異常気象による高木の倒壊被害を回避するための費用として、既に当初予算で措置しておりましたが、先般、松の木の倒木により応分の費用を支出したため、今後の安全対策に必要な予算を計上しました。なお、当初予算の中においては、公園の除草や樹木の剪定等、維持管理に必要な年次的、計画的な予算措置をしていきます。